

## 2. 市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院の統合検討会議設置要綱

(設置)

第1条 平成31年4月1日締結の「市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院の統合協議に関する協定書」に基づき、市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院(以下「近畿中央病院」という。)の統合に関する課題について総合的に検討し、統合の可否を判断する協議を公立学校共済組合と行うため、統合検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について研究、協議を行うものとする。

- (1) 伊丹市民が必要とする医療の提供に関すること。
- (2) 公立学校共済組合の組合員が必要とする職域機能の提供に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市立伊丹病院と近畿中央病院の統合について、検討会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、会長、副会長、及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、伊丹市地域医療体制整備推進班班長をもって充て、副会長は、公立学校共済組合本部病院部長をもって充てる。
- 3 検討会議は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 会長は、検討会議の事務を統括する。
- 5 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 検討会議は、会長が主宰する。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会議の構成員以外の者に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、伊丹市地域医療体制整備推進班が行う。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表

区 分	所属等	氏 名
伊丹市	地域医療体制整備推進班 班長	坂 本 孝 二
	地域医療体制整備推進班 副参事	藤 本 茂 雄
	地域医療体制整備推進班 主幹	巽 一 嘉
市立伊丹 病院	伊丹市病院事業管理者	中 田 精 三
	病院長	飯 石 浩 康
	副院長	筒 井 秀 作
	事務局長	田 中 久 雄
	事務局参事	野 口 隆
	総務課長	中 雄 真 一
公立学校 共済組合本部	病院部長	池 山 稔 美
	病院課長	佐和山 一 弥
近畿中央 病院	病院長	有 田 憲 生
	副院長	上 道 知 之
	第一麻酔科部長	木 村 健 一
	事務部長	竹 田 日出紀
	庶務課長	湯 浅 泰 光
	企画課長	鈴 木 希実雄